

長寿医療研究開発費取扱規程

長寿医療研究開発費（以下「研究開発費」という。）による研究事業については、この取扱規程に定めるところによる。

（目的）

第1条 この取扱規程は、研究開発費の適正な運用を行い、もって国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標及び同中長期計画（以下「中長期目標・計画」という。）に規定された長寿医療に関する研究・開発の向上を図り、あわせて長寿医療研究開発の効果的かつ効率的な推進に資することを目的とする。

（研究の対象範囲）

第2条 研究開発費により行う研究の対象範囲は、主として次の各号に示すとおりとする。

- 一 老化の機構に関する研究
- 二 加齢に伴う疾患のメカニズムの解明に関する研究
- 三 加齢に伴う疾患の予防手法の開発に関する研究
- 四 高度先駆的及び標準化に資する老年病の診断、治療技術の開発に関する研究
- 五 医薬品及び医療機器の開発に関する研究
- 六 長寿政策に関する研究
- 七 長寿医療の基盤に関する研究
- 八 長寿医療の均てん化に関する研究
- 九 高齢者の介護（ケア）に関する研究
- 一〇 その他長寿医療の推進に必要な研究

（長寿医療研究開発費評価委員会）

第3条 研究開発費による研究・開発の質の向上と順調な成果の達成を確保するため、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）に、研究課題の必要な評価を行う長寿医療研究開発費評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会の組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

（長寿医療研究開発費告発窓口）

第4条 研究開発費の適正な運営を図るため、センターに研究開発費に関する告発窓口を設ける。

2 告発窓口の運営等に関し必要な事項は別に定める。

(研究班)

- 第5条 研究開発費による研究課題は、研究班を単位として行う。
- 2 研究班は、研究開発費による研究課題を総括する主任研究者及び分担する分担研究者並びにこれらに協力して研究を行う研究協力者で編成する。
- 3 主任研究者は、センターの役職員とする。必要と認められる場合には、分担研究者はセンター役職員以外の研究者も就任することができる。
- 4 主任研究者又は分担研究者でない者が研究開発費を受給することはできない。

(研究課題の決定)

- 第6条 センターの理事長（以下「理事長」という。）は、中長期目標・計画に基づき長寿医療に関する関係学会等の研究動向及び社会的要請を考慮し、研究開発費で行う研究課題、研究者及び研究開発費の配分につき原案を作成し、評価委員会の意見を聴取した上でこれを決定する。
- 2 理事長は、前項の決定に当たり、前年度に類似の研究課題や同一の研究者による研究課題を実施している場合には、当該研究における前年度の評価委員会の評価を考慮した上で研究開発費の配分を決定する。

(委託契約の締結)

- 第7条 理事長は、前条第1項及び第2項の決定において、センターの役職員以外の者を分担研究者とする場合には、当該研究者と委託契約を締結する。

(助言・指導)

- 第8条 理事長は、主任研究者に又は主任研究者を通じて分担研究者に、研究計画（研究開発費の経理及び管理に係る体制を含む。）に関する助言、指導を行うことができる。

(経理及び管理の状況についての報告の求め、立入調査)

- 第9条 理事長は、主任研究者を通じて、センターの役職員以外の者である研究者に、研究開発費の経理及び管理の状況について報告を求めることができる。
- 2 理事長は、必要に応じて、センターの役職員以外の者である研究者又はその研究開発費の経理及び管理に係る機関に対し、立入調査を行うことができる。

(研究成果の帰属)

- 第10条 この研究開発費による研究成果等はセンターに帰属するものとする。

(研究期間)

- 第11条 この研究開発費による研究事業の期間は、原則として3年以内で計画するものとする。ただし、研究課題に応じて、必要とされる場合には、理事長が定める期間とすることができる。

(研究開発費において執行可能な経費の範囲等)

第12条 研究開発費は、次の各号に掲げる経費の執行以外に使用してはならない。

- 一 研究課題の遂行に必要な研究費
 - 二 評価委員会の開催等の研究開発費の運用に必要な経費
 - 三 研究課題に関連する情報の収集及び発信に必要な経費
- 2 前項第三号の経費は、研究開発費による研究課題の遂行を妨げることのないよう、適切に執行されなければならない。

(取扱細則等)

第13条 研究開発費の事務取扱については、この取扱規程のほか別に定める取扱細則等によるものとする。

附 則

- 1 この取扱規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この取扱規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この取扱規程は、平成30年5月1日より施行する。